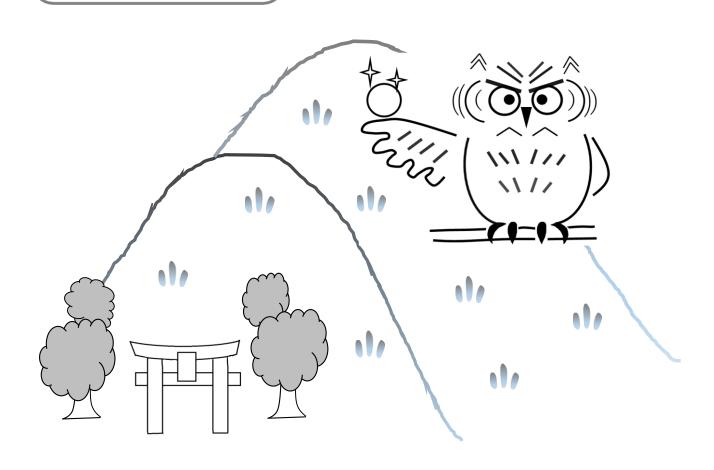


# 令和 8 (2026) 年度 福津市

# 保育所等申込案内

福津市には、宮地嶽の山に伝わる、 正直者を助けたフクロウの伝説があ ります。

『ふくつん』はこども課オリジナル のキャラクターです。





必ず内容を確認した上でお申し込みください。



提出書類は各自で写しを保管してください。



市公式 HP でも詳細を チェックできます。

| 1.保育所等について  |         |
|---|---------|
| (1) 保育所等とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | P2      |
| (2) 教育・保育給付認定等とは・・・・・・・・・・・・・・・・・   | P2      |
| (3) 各施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | P2      |
|   |         |
| <u>2. 入所申込に関すること</u>  |         |
| (1) 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | P3      |
| (2) 申込手続きのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                    | P5      |
| (3) 申込に関する注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                      | P7      |
| 3. 保育所等入所選考基準について   |         |
| (1) 【令和8 (2026) 年度選考】 基準指数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                          | P9      |
| (2) 【令和8 (2026) 年度選考】 加点項目・・・・・・・・・・・・  | P10     |
| (3) 【令和8 (2026) 年度選考】 減点項目 ・・・・・・・・・・・  | P10     |
| (4) 【令和8 (2026) 年度選考】 注意事項 ・・・・・・・・・・・  | P10     |
| (5) 【令和7 (2025) 年度選考】 基準指数・・・・・・・・・・・・  | P1:     |
| (6) 【令和7 (2025) 年度選考】 加点項目・・・・・・・・・・・・  | P12     |
| (7) 【令和7 (2025) 年度選考】 減点項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                         | P12     |
| (8) 【令和7 (2025) 年度選考】 注意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                         | P1:     |
|   |         |
| 4. 入所後に関係すること         (1) 開園日・開園時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                   |         |
| <ul><li>(1) 開園日・開園时间・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>                       | P1:     |
| (2) 保育必要重について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                       | P1:     |
|   | P1:     |
| (4) 慣らし保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                       | P13     |
| (5) 保育を必要とする事由・家庭の状況が変わった場合・・・・・・・・   | P1:     |
| (6) 保育所等の利用に関する注意事項・・・・・・・・・・・・・・<br>(7) 災害時の休園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P14     |
| (7) 災害時の休園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                      | P1!     |
| 5. 保育料について  |         |
| (1) 保育料の決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | P16     |
| (2) 保育料等の免除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | P16     |
| (3) 保育料の納付先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | P1      |
| (4) 保育料に関する注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                     | P1      |
| 6. 幼児教育・保育無償化について   |         |
| (1) 施設ごとの必要条件と保育料について・・・・・・・・・・・・・・   | P20     |
| (2) 無償化の対象となるために必要な手続き・・・・・・・・・・・   | P20     |
| フェスの他の保育サービフ  |         |
| 7. その他の保育サービス(1) 一時預かり事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                        | P2      |
| (1) 一時預かり事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                     | P2.     |
| (3) 病児保育事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                      | P2:     |
| (d) 病児保育事業に りいく・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                     | P2:     |
| (5) 幼稚園・認定こども園(教育利用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                | P2      |
| (6) 学童保育所、子育て支援センター、児童センターについて・・・・・・  | P24     |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   | . 2.    |
| 8. よくある質問   | P26     |
| 9. 園見学について  | P28     |
|   | <u></u> |
| 10. 特定教育・保育施設等利用申込書(児童台帳)兼教育・   | 50-     |
| 保育給付認定申請書記入例  | P29     |

# 1. 保育所等について

# (1) 保育所等とは

保育所等とは、児童福祉法に基づき、ご家庭で児童(乳幼児)を子育てしている保護者が 就労や疾病、同居親族の介護など、保育を必要とする事由に該当する場合、保護者に代わ ってお子さんを保育するところです。利用を希望される施設によって、子どもの年齢や保 育の必要性など、3つの区分による教育・保育給付認定を受ける必要があります。

# (2)教育・保育給付認定等とは

保育所等の利用を希望される場合は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。本市では教育・保育給付認定申請書と入所申込書を兼ねていますので、各施設の利用申し込みと同時に申請することができます。

| 認定区分 |                | 対象年齢   | 保育を必要とする事由 | 利用施設                     |
|------|----------------|--------|------------|--------------------------|
| 1号認定 | 教育標準時間認定       | 満3歳~5歳 | 該当しない      | 幼稚園<br>認定こども園<br>(幼稚園部分) |
| 2号認定 | 満3歳以上の<br>保育認定 | 満3歳~5歳 | 該当する       | 認可保育所<br>認定こども園          |
| 3号認定 | 満3歳未満の<br>保育認定 | 0~2歳   | 以当りる       | (保育園部分)<br>地域型保育施設       |

## (3) 各種施設について

| 施設   |         | 対象年齢                        | 利用できる保護者   | 保育料  | 申込先              |
|--|---------|-----------------------------|--|--|------------------|
| 認可保育所<br>就労などのため家庭で保育できない保護者に代<br>わって保育する施設<br>地域型保育施設<br>少人数の単位で、低年齢の子どもを保育する施設 |         | 0歳~5歳児                      | 就労などの「保育を必要とする事由」に該当する<br>保護者※1<br>就労などの「保育を必要とする事由」に該当する<br>保護者※1 | 0~2歳児は所得に<br>よって市が決定※2<br>3~5歳児は無償<br>所得によって市が決定<br>※2 | 市·<br>認可保<br>育所等 |
| 認定こども園<br>幼稚園と保育所の機能や特長をあ<br>わせもち、地域の子育て支援も行                                     | 保育部分    | 0歳~5歳児<br>3歳~5歳児            | 就労などの「保育を必要とする事由」に該当する<br>保護者※1                                    | 0~2歳児は所得に<br>よって市が決定※2<br>3~5歳児は無償                     | F3//1 (3         |
| う施設  | 幼稚園部分   | ※各施設により<br>異なります。           | 制限なし   | 満3歳から無償  |                  |
| <b>幼稚園</b><br>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の<br>教育を行う施設                                  |         | 3歳~5歳児<br>※各施設により<br>異なります。 | 制限なし   | 満3歳から無償  |                  |
| 届出保育施設<br>保育を行うことを目的とする施設で認可されてい<br>る保育所等以外の施設                                   |         | 各施設による                      |  | 施設が決定  | 各施設              |
| 企業主導型保育施設<br>企業が従業員のために設置・運営<br>業員の子どもを受け入れる「従業<br>子どものための「地域枠」がある               | 員枠」と地域の | 各施設による                      | 就労などの「保育を必要<br>とする事由」に該当する<br>保護者※1                                | 要件が認められた場合、無償化の対象になります。※3                              |                  |

本入所案内における「認可保育所等」とは上記のうち認可保育所、地域型保育施設、認定こども園(保育部分)のことを言います。

※1 P3の「保育が必要な事由」参照

※2 P19の「利用料負担基準額表」参照

※3 P20の「幼児教育・保育無償化について」参照

# 2. 入所申込に関すること

# (1)提出書類

入所申込の際に、家庭状況等により、添付する書類が異なります。

# ①すべての人に必要な書類

| 教育・保育施設等利用申込書 | (児童台帳)兼 | 教育・ | 保育給付認定 | (継続) | 申請書 |
|---------------|---------|-----|--------|------|-----|
| 家庭で保育できない証明書  |         |     |        |      |     |

| 伊奈が立西な東南       | 基準  | 家庭で保育できない証明書                                  | 保育必要量<br>※P11参照 |     |
|----------------|---|---|-----------------|-----|
| 保育が必要な事由       | <b>举</b> 华  | (提出書類)  | 標準時間            | 短時間 |
| 就労             | 月60時間以上労働することを常態<br>としている(内定を含む)                              | □ <b>就労証明書</b> ※自営業や経営者の場合は事業の実態がわかる 書類の写しを添付 | •               | •   |
| 妊娠・出産          | 産前2ヶ月、産後3ヶ月(多胎妊娠の<br>場合は産前4ヶ月)                                | □ <b>母子手帳の写し</b> ※表紙と分娩予定日記載欄                 | •               | •   |
| 疾病・障がい         | 疾病もしくは負傷し、又は精神・身体<br>に障がいを有していること                             | □ 診断書、該当する障害者手帳等の写し                           | *               | •   |
| 介護・看護          | 長期にわたり疾病状態にあるか、心<br>身に障がいを有する <b>同居の親族</b> を常<br>時介護している      | □ 介護等に関する申出書  ※介護保険証の写し、診断書、障害者手帳等の写し 等を添付    | -               | •   |
| 就学             | 学校教育法に規定する学校等に月60<br>時間以上在学、又は職業能力開発促進法<br>に規定する職業訓練等を受けていること | □ <b>在学証明書</b> ※就学時間のわかる時間割、カリキュラム等を添付        | •               | •   |
| 求職活動           | 求職活動を継続して行っていること<br>※入所後、3ヶ月以内に就労が必要                          | □ 就労誓約書                                       | -               | •   |
| 災害復旧           | 災害復旧に当たっていること   | こども課窓口へ相談                                     | •               | •   |
| 育休取得中の<br>継続利用 | 妊娠・出産要件で保育所等を利用中<br>で、下の子の育児休業を取得する場合                         | □ <b>育児休業中における継続利用申請書</b><br>※在園児が継続利用する場合のみ  | -               | •   |

※③疾病・障がいは基本的に短時間のみですが、状況等により標準時間を認める場合があります。

# ②家庭(家族)の状況に応じて必要な書類

# ア)申込時に福津市に住民票がない方(転入予定で申し込みをされる方)

- □ 転入誓約書
- □ 住民票(申込時の居住地)

# イ) 令和7年1月1日または令和8年1月1日に福津市に住民票がない方

- □ マイナンバー(個人番号)届出書
- □ 世帯全員のマイナンバーがわかる証明書等の写しと保護者の本人確認ができる証明 書等の写し
  - ※保育料の算定のため、必要な書類になります。

# ウ)障害者手帳等を持っている同居の方がいる場合

□ 障害者手帳、療育手帳、年金証書、精神障害者保健福祉手帳

# エ)ひとり親の場合

□ ひとり親と確認できる戸籍謄本等の写し ※福津市で児童扶養手当を受給している世帯は提出不要です。

# オ) その他

- ・生活保護を受給している方(□生活保護決定通知書等)
- ・離婚協議中の場合 (□ 調停期日呼出状や調停不成立証明書等の写し) ※客観的に離婚協議中であることがわかる書類
- ・入所希望する児童に疾病・障がいや医療的ケアが必要な場合 (□ 主治医の意見書及び診断書)

申込に必要な様式は窓口で配布しているほか、市ホームページで 入手できます。(教育・保育施設等利用申込書(児童台帳)兼教育・ 保育給付認定(継続)申請書を除く)

右記の2次元コードからご確認ください。



#### ○ 発達面に心配のある児童の保育について ○

保育所等では、お子さまの個性や発達状況を考慮しつつ、集団で共に成長できるように保育を行っています。 集団保育を行う上で支援や配慮が必要である一方で、職員の配置が困難な場合や安全にお子さまをお預かり することができないと判断した場合は、お預かりする時間帯等について調整のお願いをさせていただく、また は入所ができないことがあります。

お子さまの状態について、支援や配慮が必要な場合は、必ず申込時にご相談ください。

また、お子さまの保育を実施していく中で、園から療育施設等の機関をご案内することがあります。その他、 園からご協力をお願いすることがありますのでご了承ください。

※お子さまの状況により、入所決定前に園との面談を依頼する場合や、医師の意見書等を求める場合があります。また、障がいや特性、既往歴について、事前に相談がなく、安全にお預かりできないと判断した場合は、 入所決定後であっても入所を保留またはお断りすることがあります。

# (2) 申込手続きのスケジュール

入所を希望する時期によって申込期間が異なります。入退所は月単位(1日入所、月末退所)です。

※入所保留通知書は、初回入所申込月のみ発行します。選考は翌月以降も継続します。 初回入所申込月以外の入所保留通知が必要な場合は、各月の前月 20 日頃に、お電話等でご 依頼いただければ発行できます。(事前予約等は不可、必要な時に毎回依頼してください。)

# ① 令和7年度途中入所希望の場合

| 令和7年度<br>入所希望月 | 申込期間                              | 入所可否通知  | 提出先  |
|----------------|-----------------------------------|---------|------|
| 1 1 月          | 9月11日(木)~10月10日(金)                | 10月20日頃 |      |
| 12月            | 1 0 月 1 4 日 (火) ~ 1 1 月 1 0 日 (月) | 11月20日頃 |      |
| 令和8年1月         | 1 1 月 1 1 日 (火) ~ 1 2 月 1 0 日 (水) | 12月20日頃 | こども課 |
| 2月             | 1 2 月 1 1 日(木)~ 1 月 9 日(金)        | 1月20日頃  |      |
| 3 月            | 1月13日(火)~ 2月10日(火)                | 2月20日頃  |      |

# ② 令和8年度途中入所希望の場合

| 令和8年度<br>入所希望月 | 申込期間                              | 入所可否通知       | 提出先  |
|----------------|-----------------------------------|--------------|------|
| 5月             | 3月11日(水)~ 4月10日(金)                | 4月20日頃       |      |
| 6月             | 4月13日(月)~ 5月 8日(金)                | 5月20日頃       |      |
| 7月             | 5月11日(月)~ 6月10日(水)                | 6月20日頃       |      |
| 8月             | 6月11日(木)~ 7月10日(金)                | 7月20日頃       |      |
| 9月             | 7月13日(月)~ 8月10日(月)                | 8月20日頃       |      |
| 10月            | 8月12日(水)~ 9月10日(木)                | 9月20日頃       | こども課 |
| 1 1 月          | 9月11日(金)~10月 9日(金)                | 10月20日頃      |      |
| 1 2 月          | 10月13日(火)~11月10日(火)               | 1 1 月 2 0 日頃 |      |
| 令和9年1月         | 1 1 月 1 1 日 (水) ~ 1 2 月 1 0 日 (木) | 12月20日頃      |      |
| 2 月            | 12月11日(金)~ 1月 8日(金)               | 1月20日頃       |      |
| 3 月            | 1月12日(火)~ 2月10日(水)                | 2月20日頃       |      |

※郵送の場合は締め切り日必着です。

## 入所申込や入所後に関するよくある質問について

入所申込や入所後に 関するよくある質問は 右記二次元バーコードを 事前にご確認ください。



## ③ 令和8年度入所希望の場合

一次 選考 申込

|      |                               |                   | 在            | 園児の場合                     |                |  |
|------|-------------------------------|-------------------|--------------|---------------------------|----------------|--|
|      | 新規申込                          | 新規申込の<br>きょうだいがいる | 転園希望         | 地域型保育施設から<br>連携園へ<br>進級希望 | 在園児のみで<br>継続希望 |  |
| 受付期間 |                               | ,                 | 11月4日 (火) ~1 | 1月28日(金                   | )              |  |
| 提出先  | こども課<br>(土・日・祝日を除く8:30~17:00) |                   |              | 在園中の保育所等                  |                |  |

- ★証明書等すべての書類が揃っていない場合、選考の対象となりません。
- ★郵送の場合は当日消印有効です。
- ★申込書の提出後に希望園を変更したい場合、11/28までにこども課へ連絡をしてください。 期限以降の変更は、二次選考にかかる場合のみ変更可能です。
- ★認可保育所等から転園希望の場合、11/28までに申込書類の提出がなければ二次選考の対象になります。 二次選考で希望園に入所できない場合でも、在園中の園に継続はできませんのでご注意ください。

※申し込み状況(第1希望の申込人数や順位等)については、選考中は一切お答えできません。

結果

|      |      | 在園児の場合            |                               |                           |                           |  |
|------|------|-------------------|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|--|
|      | 新規申込 | 新規申込の<br>きょうだいがいる | 転園希望                          | 地域型保育施設から<br>連携園へ<br>進級希望 | 在園児のみで<br>継続希望            |  |
| 結果通知 |      |                   | 月30日(金) 発送せん。到着は郵便事情により数日かかりま |                           | <b>2月上旬</b><br>在園保育所等から配布 |  |

※結果について、電話や窓口でのお問い合わせは受け付けません。

# 入所決定した場合

未決定の場合

※二次選考の対象となります。

★希望園の変更や就労状況の変更等ある場合は、受付期間内にこども課へ届け出てください。 ※この時点で4月の「入所保留通知」は発

※この時点で4月の「入所保留: 行できません。



|      | 一次選考  未決定者   | 二次選考から<br>新規申込            |
|------|--|---------------------------|
| 受付期間 | 一次選考終了〜2月10日(火)<br>※申請書の提出は不要です。<br>希望園や就労状況変更の場合は<br>期間内に該当書類を提出してください。 | 12月1日(月)<br>~<br>2月10日(火) |
| 提出先  | こども課<br>(土・日・祝日を除く8:30~17:   | 00)                       |

決定後辞退の場合

了します。

※辞退受付は2月6日(金)まで。 ①入所申込取下げの場合は選考を終

②引き続き選考希望の場合は減点し、 5月選考へ移行します。

※4月の保留通知書は発行できませ

- ★これは、一次選考の辞退や、各園で新たに枠が確保できた際に決定する選考です。
- ★証明書等すべての書類が揃っていない場合、選考の対象となりません。
- ★郵送の場合は当日消印有効です。

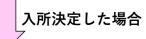
★2月9日(月)正午頃、市ホームページに二次選考時における入所可能枠を公表します。

結果

# 令和8年2月25日(水)発送

通知到着日ではありません。到着は郵便事情により数日かかります。

※結果について、電話や窓口でのお問い合わせは受け付けません。



★各園で面談・健康診断や物品購入などの入園前手続き を経て入園となります。

結果通知

★入園式や慣らし保育の期間などは各園により異なります。 決定園にお問い合わせください。

# 入所保留の場合

- ★「入所保留通知」を発送します。
- ★5月以降の選考を引き続き行います。 希望園の変更や就労状況の変更等は、各月の 申込期間中にこども課へ届け出てください。

#### ※辞退受付は3月6日(金)まで。

■→ 引続き選考希望の場合は減点し5月以降の選考へ。「入所保留通知」は発行できません。 期限後も辞退受付可能です。お早めにご連絡ください。

# (3) 申込に関する注意事項

#### ①提出書類について

- ・希望する月の申込期間を過ぎての申込や、必要な書類が揃っていない場合は受付できません。また申込書類に不備や虚偽が判明した場合、申込が無効となります。
- ・申請書の保護者欄は、児童の父母等保護者全員(ひとり親は1人)の署名をしてください。第1・ 第2は父母どちらでも構いませんが、第1の方を代表とみなし、通知書等の宛名、保育料の納入 義務者に登録いたします。在園児の保護者は、現在の代表登録の方を第1保護者とみなします。
- ・申込時に提出する証明書の有効期間は発行日から3ヶ月間です。但し、新年度4月の申込については、10月以降の証明日のものに限ります。また、証明書は原則として年度毎に原本を提出していただきますが、11月入所選考から翌年3月分までに限り、新年度の申込に添付する証明書の写しが使用できます。各世帯で写しを準備してください。
- ・きょうだいでの申込の場合は同一施設への入園を前提として入園の選考を行います。きょうだいが別々の施設でも構わない場合はあらかじめ申込用紙にご記入ください。但し、年度途中での転園希望が困難なため、きょうだい別園に決定した際の条件(保育方針の違い、園行事、送迎の時間、延長保育料等の違い、翌年度に転園できない場合など)を承知の上でご検討ください。
- ・児童の生年月日については、入所選考に大きな影響を及ぼすことから正確に記載してください。 生年月日が間違っていたことが判明した場合、入所申込が取り消され、入所できない場合があり ます。入所決定後でも同様です。

#### ②その他

- ・各施設で保育方針、食事内容、設備、園庭の広さなどが違います。可能な限り見学をしていただき、園の方針を理解した上で希望園として検討するようにしてください。
- ・入園可能年齢(月齢)により対象ではない園を記入された場合、対象外の園を除いて(希望順を繰り上げて)選考を行います。但し、0歳児で月齢が達していない場合、入所状況によっては可能な場合があります。ご希望があればご相談ください。
- ・12月31日までに出産予定の子本人の、新年度4月の入園申込について、子の名前や生年月日 等の未定部分を空欄にして申し込むことができます。詳しくはお問い合わせください。
- ・転入予定で申し込む場合、入園する前月末までに転入する必要があります。前月末時点で転入が 確認できない場合、入園取消しとなり、転入月に合わせて再度申込が必要です。
- ・同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望するお子さまがいる場合は、原則として利用 の申し込みはできません。
- ・申込をしていない場合や入所決定後に辞退した場合は、入所保留通知書は発行できません。

- ・医療的ケアが必要な場合、ガイドラインに沿って入園の決定を行います。看護師の配置や必要な 医療的ケアの内容によっては受入ができない場合があります。また、診断書等を提出していただ く必要があります。診断書等の費用は保護者負担となります。
- ・保育所等は、集団生活が可能な健康状態のお子さまが申込みできる施設です。申込後から入園までの間、及び在園中に児童の健康状態等に著しい変化があり集団生活が困難だと医師に判断された場合は、入園(継続)ができない可能性があります。速やかにこども課へご連絡ください。
- ・福津市で教育・保育給付認定期間中に認定の取り消し手続きを行わずに転出した場合は、認定を 職権で取り消します。
- ・入園が決定した保育所等を辞退した場合、やむを得ない事由を除き次回以降の選考を減点します。 また、辞退した場合、入所保留通知は発行できません。ご注意ください。 ※やむを得ない事由 とは、住居が予定通りに建たず引っ越しできない。対象児童が入院したなど。
- ・新年度に認可保育所等から別の認可保育所等に転園を希望する場合、申請書の希望する施設欄に 在園中の施設を記入していない場合でも、他の施設に空きがなければ元の施設に決定します。こ の場合も辞退されたら減点対象となりますのでご注意ください。
- ・申込書や証明書等に記載されている内容が、入園までに変更する場合 (例えば就労状況の変更や婚姻等による世帯の変更) について、詳細の聞き取りや選考の見直しを行う場合があります。内容によっては入園取消になる場合もありますので、必ずこども課までご連絡ください。入園後に判明した場合も同様です。

※特に多い事例・・・復職前に退職、転職、申請後に妊娠が判明し復職しない、母は復職するが 父が育休取得などです。申請時と選考基準指数が異なる場合や、そもそも要件がなく申請不可能 な場合もあります。選考において公平ではなく、ご連絡なく入所された場合は不正とみなされま す。ご注意ください。

・復職(育児休業から復帰)の方の申込について 復職で申し込む場合、復職する日によって申し込みできる月が変わります。 月の14日までに復職の場合、前月の申し込みができます。 月の15日以降に復職の場合、復職する月で申し込みとなります。

#### 入所日と復職期限

| 入所日  | 復職期限  | 入所日  | 復職期限   | 入所日   | 復職期限   | 入所日  | 復職期限  |
|------|-------|------|--------|-------|--------|------|-------|
| 4月1日 | 5月14日 | 7月1日 | 8月14日  | 10月1日 | 11月14日 | 1月1日 | 2月14日 |
| 5月1日 | 6月14日 | 8月1日 | 9月14日  | 11月1日 | 12月14日 | 2月1日 | 3月14日 |
| 6月1日 | 7月14日 | 9月1日 | 10月14日 | 12月1日 | 1月14日  | 3月1日 | 4月14日 |

※正当な理由なく上記復職期限を遅れることは認めません。

※父が育休を取得する場合も同様です。また、入所後に一旦復職し、その後育休を取得する場合など、入所児童本人の育休では要件に該当せず退園となりますのでご注意ください。

# 3. 保育所等入所選考基準について

保育所等入所選考基準は、保護者の保育を必要とする事由に応じた「基準指数」をもとに選考を行います。選考は保護者のいずれか低い点数を指数として行い、別途「加点項目」等における項目を加えた上で、点数が高い方から順に申込用紙に記載の希望園をご案内します。

# (1)【令和8(2026)年度選考】 基準指数

|    | 事由                       | 状況  | 指数    |
|----|--------------------------|---|-------|
|    |                          | 1ヶ月の勤務が160時間以上の労働   | 10    |
|    | 被雇用者及び自営業                | 1ヶ月の勤務が140時間以上の労働   | 9     |
|    | 中心者または自営業                | 1ヶ月の勤務が120時間以上の労働   | 8     |
|    | 協力者(証明書等添                | 1ヶ月の勤務が100時間以上の労働   | 7     |
|    | 付できる場合)                  | 1ヶ月の勤務が80時間以上の労働  | 6     |
|    |                          | 1ヶ月の勤務が60時間以上の労働  | 5     |
| 1  | 自営業中心者または                | 1ヶ月の勤務が160時間以上の労働   | 9     |
|    | 自営業協力者(証明                | 1ヶ月の勤務が140時間以上の労働   | 8     |
|    | 古呂泉励刀有(証明<br>  書等添付できない場 | 1ヶ月の勤務が120時間以上の労働   | 7     |
|    | 音等が内できない場合)              | 1ヶ月の勤務が100時間以上の労働   | 6     |
|    |                          | 1ヶ月の勤務が80時間以上の労働  | 5     |
|    |                          | 1ヶ月の勤務が60時間以上の労働  | 4     |
|    | 保育士・看護師の子ども(新規のみ)        | 市内認可保育施設等就労の保育士・看護師   | 10    |
| 2  | 妊娠・出産                    | 出産予定前2ヶ月から出産後3ヶ月まで(多胎の場合は出産予定前4ヶ月から)  | 10    |
|    | 疾病・負傷・障害                 | 入院、常時病臥   | 10    |
|    |                          | 疾病等の理由により保育困難と認められる場合   | 8     |
| 3  |                          | 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級  | 10    |
|    |                          | 身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級   | 8     |
|    |                          | 身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級   | 6     |
| 4  | 介護・看護                    | 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している   | 8     |
| 5  | 災害                       | 災害復旧に該当する期間   | 市長が決定 |
|    |                          | 生活保護世帯で求職中(3ヶ月以内)   | 3     |
| 6  | 求職活動                     | 保護者のうちいずれか片方のみ求職中(3ヶ月以内)  | 2     |
|    |                          | 保護者両名ともに求職中(3ヶ月以内)  | 1     |
|    |                          | 140時間以上   | 9     |
| 7  | 就学、技能習得                  | 120時間以上   | 8     |
|    |                          | 60時間以上  | 5     |
| 8  | 児童虐待・DV                  | 要保護児童対策地域協議会等で保育が必要であると認められた期間  | 市長が決定 |
| 9  | 類するもの                    | その他明らかにその児童が保育を必要とすると市長が認めた場合   | 市長が決定 |
| 10 | きょうだい児                   | すでに入所中の児童のきょうだい児(新規または別園から同園への転園希望)で<br>前各号のいずれかに該当する場合   | 10    |
| 11 | 進級児                      | すでに保育所等に入所中で、前各号のいずれかに該当または入所児童以外の小学<br>校就学前子どもの育児休業の間に、継続して保育所等を利用することが必要であ<br>ると認められた場合(在園中の保育所等を継続する場合に限る) | 12    |
| 12 | 地域型保育施設の卒園予定者            | 地域型保育施設を卒園し連携施設へ進級する児童  | 11    |

# (2)【令和8(2026)年度選考】 加点項目

| 類型                | 条件                                   |
|-------------------|--------------------------------------|
| 一度退所後の再入園         | 出産から育児休業に入ることにより、一度退所した児童とそのきょうだ     |
| 反区が扱い行八国          | いが、父母の復職により同園または連携園を申し込む場合           |
| ひとり親              |                                      |
|                   | ・通勤時間が片道30分以上あること                    |
| 通勤等の時間            | ・通勤時間は自宅から勤務地までの最短時間で判断              |
| 一切付い   日          | ・保護者のいずれかが片道30分未満または勤務地が隣接市の場合は原則    |
|                   | 加点無し                                 |
|                   | ・高校卒業まで(平成21年4月1日生まれまでの子)に該当する児童が3   |
| 多子世帯              | 人以上いること                              |
| 多丁巴帝              | ・出産予定の場合、一次選考においては、12月末までの出生児を対象と    |
|                   | し、二次選考においては、1月末までの出生児を対象とする          |
| 双子以上の世帯           | 入所する児童が双子以上であること                     |
|                   | 以下のいずれかに該当する場合                       |
|                   | (1) 就労等の理由により、父母が別居している              |
| 光白土イケ             | ・原則として、県外で別居していることを要する               |
| 単身赴任等             | ・住民票上、同居の場合は実態が別居であることの証明書を要する       |
|                   | (2) 就労等の理由により、1か月20日程度以上出張等で父母のいずれかが |
|                   | 不在である場合                              |
| 保育士・看護師(新規のみ)     | 市内認可保育所等に勤務していること                    |
| ☆# 小花 1 カ = 关 → L | ・離婚協議中であることを客観的に証明できる書類があること         |
| 離婚協議中             | ・父母が別居していること                         |
| 入院・常時病臥           |                                      |
| 育児休業からの復職者        |                                      |
| 一                 | 前年度(令和7年度)に、復職予定で申請したが、待機児童となり、既     |
| 前年度待機児童の復職済者      | に復職していること                            |
| 七晩江針よこのゼロマウ       | 前年度(令和7年度)(令和8年度以降は当年度含む)に求職活動で申請    |
| 求職活動からの採用予定       | し、待機児童となったが、採用の予定があること               |
| 入所児童のきょうだい児       | きょうだい児が既に福津市の認可保育所等に入所している場合         |
| 生活保護受給世帯          |                                      |
| 生計中心者の失業による求職活動中  |                                      |

# (3)【令和8(2026)年度選考】 減点項目

| 類型     | 条件                                      |
|--------|---|
| 1月宮協力者 | 配偶者経営の自営業で就労している場合<br>但し、生計中心者の場合は除く    |
| 実家自営   | 父母が祖父母経営の自営業で就労している場合<br>但し、生計中心者の場合は除く |

# (4)【令和8(2026)年度選考】 注意事項

- ・勤務地の特定が困難な場合は、就労先担当者へ市から聞き取りをさせていただく場合があります。
- ・合計点数が並んだ場合、希望施設の順位の高い方などを優先します。
- ・4月入所選考の一次選考未決定者で、引き続き二次選考を行う場合に限り、基準指数に別途加点します。

# (5)【令和7(2025)年度選考】 基準指数

|    | 事由             | 状況                                    | 指数      |
|----|----------------|---------------------------------------|---------|
|    |                | 1ヶ月の勤務が160時間以上の労働                     | 10      |
|    |                | 1ヶ月の勤務が140時間以上の労働                     | 9       |
|    | 被雇用者及び自営業      | 1ヶ月の勤務が120時間以上の労働                     | 8       |
|    | 中心者(証明書等添      | 1ヶ月の勤務が100時間以上の労働                     | 7       |
|    | 付できる場合)        | 1ヶ月の勤務が80時間以上の労働                      | 6       |
|    |                | 1ヶ月の勤務が60時間以上の労働                      | 5       |
|    |                | 1ヶ月の勤務が160時間以上の労働                     | 9       |
|    | 自営業中心者(証明      | 1ヶ月の勤務が140時間以上の労働                     | 8       |
|    | 書等添付できない場      | 1ヶ月の勤務が120時間以上の労働                     | 7       |
|    | 合)             | 1ヶ月の勤務が100時間以上の労働                     | 6       |
|    |                | 1ヶ月の勤務が80時間以上の労働                      | 5       |
|    |                | 1ヶ月の勤務が60時間以上の労働                      | 4       |
| 1  |                | 1ヶ月の勤務が160時間以上の労働                     | 9       |
|    | 自営業協力者(証明      | 1ヶ月の勤務が140時間以上の労働                     | 8       |
|    | 書等添付できる場       | 1ヶ月の勤務が120時間以上の労働                     | 7       |
|    | 合)             | 1ヶ月の勤務が100時間以上の労働                     | 6       |
|    | ※配偶者のみ         | 1ヶ月の勤務が80時間以上の労働                      | 5       |
|    |                | 1ヶ月の勤務が60時間以上の労働                      | 4       |
|    |                | 1ヶ月の勤務が160時間以上の労働                     | 8       |
|    | 自営業協力者(証明      | 1ヶ月の勤務が140時間以上の労働                     | 7       |
|    | 書等添付できない場      | 1ヶ月の勤務が120時間以上の労働                     | 6       |
|    | 合)             | 1ヶ月の勤務が100時間以上の労働                     | 5       |
|    | ※配偶者のみ         | 1ヶ月の勤務が80時間以上の労働                      | 4       |
|    |                | 1ヶ月の勤務が60時間以上の労働                      | 3       |
|    | 保育士の子ども (新規のみ) | 市内認可保育施設等就労の保育士・看護師                   | 10      |
| 2  | 妊娠・出産          | 出産予定前2ヶ月から出産後3ヶ月まで(多胎の場合は出産予定前4ヶ月から)  | 10      |
|    |                | 入院、常時病臥                               | 10      |
|    |                | 疾病等の理由により保育困難と認められる場合                 | 8       |
| 3  | 疾病・負傷・障害       | 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級      | 10      |
|    |                | 身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級         | 8       |
|    |                | 身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級               | 6       |
| 4  | 介護・看護          | 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している | 8       |
| 5  | 災害             | 災害復旧に当たっている期間                         | 市長が決定   |
|    |                | 生活保護世帯で求職中(3ヶ月以内)                     | 3       |
| 6  | 求職活動           | 保護者のうちいずれか片方のみ求職中(3ヶ月以内)              | 2       |
|    |                | 保護者両名ともに求職活動中(3ヶ月以内)                  | 1       |
|    |                | 140時間以上                               | 9       |
| 7  | 就学、技能習得        | 120時間以上                               | 8       |
|    |                | 60時間以上                                | 5       |
| 8  | 児童虐待・DV        | 要保護児童対策地域協議会等で保育が必要であると認められた期間        | 市長が決定   |
|    | 類するもの          | その他明らかにその児童が保育を必要とすると市長が認めた場合         | TAN INC |
| 9  | 進級児            | 小規模保育施設を卒園し連携施設へ進級する児童                | 11      |
| 10 | きょうだい児         | 入所児童のきょうだい児(新規又は別園から同園への転園希望)         | 10      |

# (6)【令和7(2025)年度選考】 加点項目

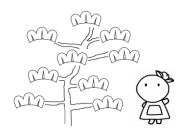
| 類型               | 条件                                   |
|------------------|--------------------------------------|
| 一度退所後の再入園        | 出産から育児休業に入ることにより、一度退所した児童とそのきょうだ     |
| 一反返所後の丹八園<br>    | いが、父母の復職により同園または連携園を申し込む場合           |
| ひとり親             |                                      |
|                  | ・通勤時間が片道30分以上あること                    |
| 通勤等の時間           | ・通勤時間は自宅から勤務地までの最短時間で判断              |
|                  | ・保護者のいずれかが片道30分以下の場合は加点無し            |
|                  | ・高校卒業まで(平成20年4月1日生まれまでの子)に該当する児童が3   |
| <br> 多子世帯        | 人以上いること                              |
| 多丁區市             | ・出産予定の場合、一次選考においては、12月末までの出生児を対象と    |
|                  | し、二次選考においては、1月末までの出生児を対象とする          |
| 双子以上の世帯          | ・入所する児童が双子以上であること                    |
|                  | 以下のいずれかに該当する場合                       |
|                  | (1) 就労等の理由により、父母が別居している              |
| <br> 単身赴任等       | ・原則として、県外で別居していることを要する               |
| 半分配任寺            | ・住民票上、同居の場合は実態が別居であることの証明書を要する       |
|                  | (2) 就労等の理由により、1か月20日程度以上出張等で父母のいずれかが |
|                  | 不在である場合                              |
| 保育士(新規のみ)        | ・市内認可保育所等に勤務していること                   |
| 離婚協議中            | ・離婚協議中であることを客観的に証明できる書類があること         |
| 四世               | ・父母が別居していること                         |
| 入院・常時病臥          |                                      |
| 育児休業からの復職者       |                                      |
| 入所児童のきょうだい児      | ・きょうだい児が既に福津市の認可保育所等に入所している場合に加点     |
| 生活保護受給世帯         |                                      |
| 生計中心者の失業による求職活動中 |                                      |

# (7)【令和7(2025)年度選考】 減点項目

| 類型   | 条件                             |
|------|--------------------------------|
| 中安白党 | 祖父母が経営していること                   |
| 実家自営 | 但し、父母のうち生計中心者が実家自営で就労している場合は除く |

# (8)【令和7(2025)年度選考】 注意事項

- ・勤務地の特定が困難な場合は、就労先担当者へ市から聞き取りをさせていただく場合が あります。
- ・合計点数が並んだ場合、希望施設の順位の高い方などを優先します。



# 4. 入所後に関係すること

# (1) 開園日・開園時間

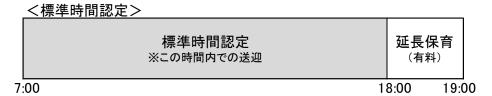
保育所等の開園日、開園時間、延長保育は以下の通り各施設共通となっています。

開 園 日 月曜日から土曜日(日曜日、祝日は休園)

開園時間 7:00~18:00

#### (2) 保育必要量について

保育必要量は、短時間認定と標準時間認定の2つの区分に分かれており、保育を必要とする事由によって認定されます。世帯の状況にもよりますが、短時間認定の保育料が標準時間認定と比べて、最大3,000円/月 低く設定されています。



 <短時間認定>
 ※延長保育料は各園にお問い合わせください。

 延長保育 (有料)
 短時間認定 (有料)
 延長保育 (有料)

 7:00
 8:30
 16:30
 18:00
 19:00

# (3)延長保育について

仕事等の都合で18:00を過ぎて保育が必要な場合、延長保育を利用できます。延長保育は実施園が行うサービスです。必要性が認められない場合は利用できません。 また、園の方針により利用の年齢制限を設けている園もあります。延長保育の申込及び保育料については、各園へお問い合わせください。

# (4) 慣らし保育について

各園では入所後しばらくの間、お子さまの保育環境の変化への負担軽減を図るため、保育時間を通常よりも短くする「慣らし保育」を行います。慣らし保育は入所して(利用開始日)から始まります。お子さまの状態やご家庭の状況、各園により異なりますが、通常1~2週間程度から、長い方で1か月程度かかることがあります。詳細は各園にお問い合わせください。

# (5) 保育を必要とする事由・家庭の状況が変わった場合

状況が変わった場合は、速やかに福津市こども課にご連絡ください。正当な理由なく変更の申請を行わない・虚偽の報告を行う等により、入所基準に該当しなくなった場合や、該当しなくなったことが判明した場合は、「子ども・子育て支援法第 24 条」により、支給認定が取り消され、その月の末日で退園となる可能性があるほか、運営に必要な費用の全部(または一部)を返還していただく場合があります。また、年1回から2回、保育が必要な証明書等を提出していただき、保育の要件を確認します。ご協力をお願いします。

#### 変更内容の例

就労時間の変更、転職・退職、出産、復職、転居、婚姻・離婚、同居世帯員が障がい者手帳を取得した場合、特別児童扶養手当の受給開始・終了、同居世帯員の転出、世帯員の増減・異動(※世帯分離を含む) など

# (6) 保育所等の利用に関する注意事項

# ① 利用日、要件の変更、保育必要量の変更、送迎等

- ・保育所等は、開園日の全てを利用できる訳ではありません。保育所等は就労等により家庭で保育できない日のみ利用できる施設であり、私的な理由※による利用は認められません。 ※家事・買い物をするためや、保護者のサークル活動・きょうだい児の習い事のため等
- ・要件の変更や保育必要量(短時間と標準時間)の変更は手続きをした月の翌月からとなります。要件が求職活動から就労の場合でも、届出の翌月からの変更になりますので、月途中から就労の場合はその月は延長保育対応となります。
- ・保育料は、里帰り出産や児童が入院した場合であってもかかります。休園制度はありません。公立大和保育所給食費についても同様です。※各保育施設が徴収する実費については、各園の判断となります。
- ・保育所等への送迎は保護者が行ってください。保護者を除く未成年者の送迎は認めません。

#### ② 育児休業中の利用について

在園中の児童の保護者が下のお子さまを出産後、育児休業を取得する場合、在園中のお子さまが3歳児(年少)以上であれば、就学前のため育児休業中でも継続利用が可能です。また、在園中のお子さまが0歳児から2歳児までは、下のお子さまの出産日から1年以内に復職を予定している場合は、保護者の申出により、その期間も継続して同一の保育所等に限り継続利用が可能です。復職予定で下のお子さまの保育所等を申し込み、待機となり復職できなかった場合は継続利用可能です。

## ③ 転園について (認可保育所等から認可保育所等へ)

転園を希望する場合、希望する時期によって申込方法が変わります。

#### ア)年度途中(5月から3月)の転園について

現在在園している園の退園届の提出とともに、希望する月の新規申請を行っていただきます。退園届を提出した上での新規申請となるため、選考で入れなかった場合退園となります。保育所等に通うことができなくなるため注意が必要です。入れなかった場合、翌月以降も選考は続きます。

#### イ)年度当初(4月)の転園について

通常通り継続児の申し込みをしていただくことになります。選考を行い、転園できる場合は4月から転園先へ、できない場合は元の園を継続することとなります。

但し、1月~3月の途中入所をした場合、新年度4月の転園希望はできません。また、 育休取得中の継続利用要件での転園は希望できません。

| 転園希望月  | 在園中の園    | 新規申請      | 入所決定           | 入所保留     |
|--------|----------|-----------|----------------|----------|
| 例:9月   | 8月末退園届提出 | 9月入園新規申請  | 9/1から希望園へ      | 9月から在籍なし |
| (年度途中) | (8/10まで) | (8/10まで)  | 3/1/5/7/り布 至風へ | (待機児童)   |
| 4 月    |          | 転園希望で申請   | 4/14/2 ※ 地国 。  | 二の田、妙体   |
| (年度当初) |          | (11/28まで) | 4/1から希望園へ      | 元の園へ継続   |

#### ④ 退園について

退園を希望する場合、原則として退園月の15日までに退園届をこども課、もしくは在園している保育所等に提出してください。なお、転出による退園の場合は、転出異動日の属する月末まで利用が可能です。また、原則として、1ヶ月以上保育所等の利用がない場合、保育の必要性が無いと判断し、1ヶ月経過後の月末で退園となります。事情がある場合は事前にご相談ください。

#### (7)災害時の休園について

近年、自然災害による被害が頻繁に発生しています。下表のとおり、災害発生の危険区域は所在地によって異なります。福津市においても台風や豪雨等に伴う特別警報や避難指示等が発令された場合、園児や保護者、職員の安全を確保するため、やむを得ず市が保育所等の臨時休園を決定する場合があります。なお、認定こども園は施設が臨時休園を決定します。また、開園中であってもお迎えの要請をする場合があります。

| 古类汇点                    | 所在地            | 浸  | 浸水想定区域内 |    |                                | 土砂災害警戒区域内 |  |
|-------------------------|----------------|----|---------|----|--------------------------------|-----------|--|
| 事業所名                    | 所任地            | 洪水 | 高潮      | 津波 | 急傾斜                            | 土石流       |  |
| 大和保育所                   | 福津市中央1丁目4-3    |    |         |    |                                |           |  |
| 真愛保育園                   | 福津市久末99-2      |    |         |    |                                |           |  |
| 津屋崎保育園                  | 福津市津屋崎8丁目5-24  |    | 0       |    |                                |           |  |
| いろどり真愛保育園               | 福津市日蒔野4丁目11-1  | 0  |         |    |                                |           |  |
| 双葉保育園                   | 福津市西福間1丁目3-13  |    |         |    |                                |           |  |
| 双葉花見が丘保育園               | 福津市花見が丘2丁目9-10 |    |         |    |                                |           |  |
| 福津いくみ保育園                | 福津市日蒔野5丁目14-8  | 0  |         |    |                                |           |  |
| こうみょうの丘                 | 福津市手光2221-2    |    |         |    |                                |           |  |
| ひがしふくま真愛保育園             | 福津市東福間6丁目4-4   |    |         |    |                                |           |  |
| 日蒔野あおぞら保育園              | 福津市日蒔野5丁目5-5   | 0  |         |    |                                |           |  |
| アイグラン保育園宮司              | 福津市宮司4丁目23-8   |    |         |    |                                |           |  |
| 虹の森保育園                  | 福津市西福間2丁目19-16 |    | 0       |    |                                |           |  |
| 光明幼稚園                   | 福津市津屋崎7丁目12-1  |    | 0       |    |                                |           |  |
| 聖愛幼稚園                   | 福津市宮司浜3丁目14-2  |    | 0       |    |                                |           |  |
| しらぎく幼稚園                 | 福津市福間駅東3丁目4-1  |    |         |    |                                |           |  |
| たんぽぽこども園                | 福津市宮司浜2丁目35-1  |    | 0       |    |                                |           |  |
| あゆみ保育園                  | 福津市上西郷827-2    |    |         |    |                                |           |  |
| 双葉中央保育園                 | 福津市中央5丁目11-4   |    |         |    |                                |           |  |
| いくみキッズ保育園               | 福津市日蒔野5丁目14-43 | 0  |         |    |                                |           |  |
| 子うさぎの森保育園               | 福津市日蒔野1丁目11-1  |    |         |    |                                |           |  |
| 福津うみがめ保育園               | 福津市中央3丁目3丁目2-1 |    |         |    |                                |           |  |
| 光明 河の畔の<br>Kinder House | 福津市内殿608-1     | 0  |         |    |                                |           |  |
| はじめ保育園                  | 福津市津屋崎3丁目15-25 |    | 0       |    | ` <del>+</del> + 16 1+ 1+ 1+ 1 |           |  |

福津市地域防災計画より

保育所等では、防災に特化したマニュアルが整備されており、避難訓練(火災、風水害、 地震、不審者対策)及び消火訓練を定期的に実施しています。

開園中に災害が発生した場合、災害の種類によって、避難場所が変わる可能性があります。 実際に災害が発生した場合の引き渡しの方法等、どのような行動をとるべきか確認してお きましょう。

# 5. 保育料について

# (1) 保育料の決定方法

保護者の市民税所得割額(父母合算)によって保育料を決定します。対象となる所得は以下の通りです。



・新年度保育料の料金表 (⇒P.19) は4月に見直されます。4月分の保育料は3月末頃決定予定の ため、通知は4月中旬ごろになります。年度途中入園の場合は随時通知します。

(早めにお知りになりたい場合は、こども課までお問い合わせください。)

- ・0~2歳児の料金決定通知は年に2回(4月と9月の算定年度変更時、途中で変更のある世帯は 随時)送付します。3~5歳児は無償ですので通知はしませんが、副食費の免除世帯等について は、該当世帯に送付します。
- ・児童の両親の年収(手当・年金等を含む)がおおよそ 100 万円未満の場合、同居(世帯分離含む) する祖父母のうちで所得の高い方を基に保育料を決定します。
- ・修正申告等により住民税の変更があった場合は必ずこども課へご連絡下さい。また世帯状況の変更(婚姻・事実婚含む、離婚、世帯員の障がい者手帳取得等)がある場合もご連絡ください。年度中に連絡がない場合、保育料の還付は対応できません。予めご了承ください。
- ・保育料は、住宅ローン控除や寄付金控除等の税額控除を適用しませんのでご注意ください。
- ・海外在住で国内で課税状況が確認できない場合、海外での収入状況の確認をします。

#### (2) 保育料等の免除について

#### ①保育料の免除

2歳児クラスまでの 2・3号認定のうち以下に該当する方は保育料が免除される場合があります。 (3歳児クラスからは無償(0円)です。) 詳しくは福津市利用者負担基準額表(P.19参照)を ご参照下さい。

#### ア)きょうだい児のいる世帯

きょうだい児(兄・姉)が保育所等<u>(届出保育施設は対象外)</u>や幼稚園等に入園している場合は、 最年長者は基本額、次年長者は半額、それ以降は無料となります。所得によっては多子算定の年齢 幅が拡大されますので、申込用紙の世帯員欄にはきょうだい全てご記入下さい(別居中の高校生等)。

#### イ)ひとり親や障がい児(者)のいる世帯

市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満のひとり親、障がい児(者)がいる世帯は保育料が免除される場合があります。また、同世帯は第2子以降、保育料が無料になります。

# ②副食費の免除について

以下に該当する方は副食費が免除されます。

#### ア) 保護者の市町村民税所得割合算額による免除

保護者の市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満の世帯(教育認定及び母子・父子・障がい者のいる世帯は 77,101 円未満)の子どもの副食費は免除されます。

#### イ) すべての世帯の第3子以降の子どもの免除

すべての世帯の第3子以降の子ども(教育認定は小学校3年生までの最年長者を第1子、保育認定は小学校就学前子どもの最年長者を第1子とする)については、副食費が免除になります。

# (3)保育料の納付先

保育所のみ福津市が保育料を徴収します。その他の施設(認定こども園・地域型保育施設)は各施設が徴収します。徴収方法は各施設にお尋ねください。保育所の口座振替日は毎月末日となります (12月のみ28日引き落とし)。口座振替領収証書は発行しません。なお、給食費や保育用品費等については、各保育施設から直接徴収されますので、金額や徴収方法は各施設へお尋ねください。

# (4) 保育料に関する注意事項

- ・「3歳児」とは、令和8年4月1日に3歳になっているお子さまをいいます。保育認定の場合、 年度途中で3歳のお誕生日を迎えても、その月から無償化対象にはなりませんのでご注意ください。
- ・新入園の場合、1週間から1ヶ月程度の慣らし保育が必要となります。慣らし保育期間中でも保育料の減額等はありません。転園時も同様です。 また、ご都合により長期間欠席される場合も、同様に保育料の減額等はありませんのでご了承ください。
- ・給食費・行事費・保育用品代等は保護者の実費負担です。各園の実費について、本冊子折込みの 「福津市内保育施設マップ」裏面に掲載しています。
- ・保育料の滞納をした場合は一定期間経過すると延滞金が発生します。お早めにこども課へ分納計画等についてご相談下さい。連絡がなく、納付もない場合は職場や金融機関に照会をかけ給与・銀行口座の差押、更には生命保険・車・家財・不動産の差押等により強制徴収致します。

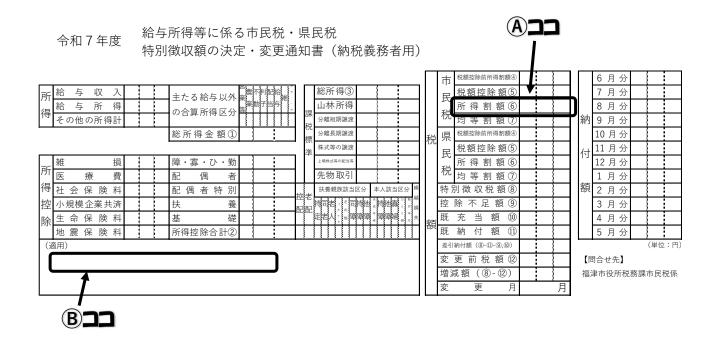
保育所等ではお子さまをお預かりするにあたり、健康と安全を守り、充実した保育を行うため、給食費 や人件費など多くの経費が掛かっています。保育所等の運営に必要な費用は福津市、福岡県、国の負担 分と保護者から納付して頂く保育料から成り立っています。 また、保育所等に通うためには入所要件(⇒P.3参照)が必要であり、虚偽その他不正の手段による 申請等を行い入園(継続)した場合は、その事実が判明次第、運営に必要な費用を全部(又は一部)徴収します。(子ども・子育て支援法 第 12 条第1項による)



# 保育料の算定って何を見たらいいの???

各ご家庭のお子さまの保育料は、以下のように算定できます。あくまでも目安ですのでご承知ください。以下の通り、毎年6月頃に職場や市町村から配布される通知書をご準備ください。

(会社員や公務員でない方は、これとは異なる場合があります。)



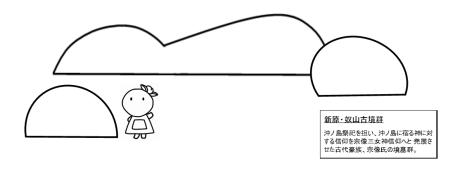
合算額をこの案内のP.19「令和7年度福津市利用者負担基準額(保育認定・保育料)表」の定義にあてはめます 例 父:128,000円 母:82,000円 計210,000円 → 6A階層 保育料56,750円(標準時間の場

※政令市は税率が異なるため、Aのに0.75を乗じた金額で計算します。

列 父: 115,000円×0.75=86,250円 母: 65,000円×0.75=48,750円 ←10円以下は切捨て 86,200円+48,700円=134,900円 → 5 A 階層 保育料40,500円(標準時間の場合)

※Bに「住宅借入金控除額・・・」等の記述がある場合は、上記の計算では算出できません。 保育料は税額控除(配当控除・外国税額控除・住宅借入金特別控除・寄付金控除等)を適用しませんので、 これらの控除がある方は上記計算とは異なります。またB欄に記述がある場合と無い場合があります。 上記税額控除のある場合は、「税額控除前所得割額④」をあてはめてください。 詳細はこども課までお問い合わせください。

※令和7年1月1日に父母ともに福津市在住の場合は、こども課窓口で算定できます。 父または母のご本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。 令和7年度の基準額表を基に目安額の算定をいたします。



#### 教育認定及び保育認定の3~5歳児は全て無償

# 令和7年度福津市利用者負担基準額(保育認定・保育料)表

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 |          | 利用者負担(月額)   |                            |                       |                       |
|----------------------|----------|---|----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 国の階層                 | 市の<br>階層 | 定   | 義                          | 3歳未満児                 |                       |
| 区分                   | 区分       |   |                            | 標準時間                  | 短時間                   |
| 1                    | 1        | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律並びに児童福祉法に規定する里親である教育・保育認定保護者の世帯 |                            | οΉ                    | 0円                    |
| 2                    | 2        |   | 市町村民税非課税世帯口                | 0円                    | 0円                    |
| 3                    | 3        |   | 市町村民税均等割のみ<br>又は48,600円未満  | 18, 550円<br>(8, 800円) | 15, 550円<br>(7, 300円) |
| 4                    | 4        |   | 48, 600円以上<br>97, 000円未満   | 28, 550円<br>(8, 800円) | 25, 550円<br>(7, 300円) |
| 5                    | 5 A      | 第 1 階層を除き<br>市町村民税所得割   | 97, 000円以上<br>140, 000円未満  | 40, 500円              | 37, 500円              |
| 3                    | 5 B      | 課税額の区分が   | 140, 000円以上<br>169, 000円未満 | 40, 950円              | 37, 950円              |
|                      | 6 A      | 次の区分に該当する世帯   | 169, 000円以上<br>238, 000円未満 | 56, 750円              | 53, 750円              |
| 6                    | 6 B      |   | 238, 000円以上<br>266, 000円未満 | 57, 350円              | 54, 350円              |
|                      | 6 C      |   | 266, 000円以上<br>301, 000円未満 | 57, 950円              | 54, 950円              |
| 7                    | 7        |   | 301, 000円以上<br>397, 000円未満 | 76, 000円              | 73, 000円              |
| 8                    | 8        |   | 397, 000円以上                | 98, 380円              | 95, 380円              |

- 注1 世帯の階層区分は、4月~8月は前年度の市町村民税課税額、9月~3月は当年度の市町村民税課税額により決定する。
- 注2 同一世帯から2人以上が下記に該当する場合、最年長者は基本額、次年長者は半額(10円未満切捨て)、それ以降は無料とする。 (保育所等入所児童の兄・姉が)保育所、地域型保育施設、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期施設通所部、に入所又は通所している場合や、小学校就学前子どもが居宅訪問型児童発達支援を受けている場合
- 注3 市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親及び障がい者のいる世帯は()の金額になり、年齢に関係なく第2子以降無料とする。
- 注4 注3以外の世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、年齢に関係なく第2子半額(10円未満切捨て)、第3子以降 無料とする。

# 6. 幼児教育・保育無償化について

# (1) 施設ごとの必要条件と保育料について

|             | 施設                             | 年齢        | 必要条件                 | 保育料                              |
|-------------|--------------------------------|-----------|----------------------|----------------------------------|
|             | ◇保育所<br>◇認定こども園(保育園部分)         | 0~2歳児     | 保育の必要性がある かつ 住民税が非課税 | 無償                               |
|             | ◇地域型保育施設                       | 3~5歳児     | 保育の必要性がある            | 無償                               |
| <b>②</b>    | ◇幼稚園(新制度移行済)<br>◇認定こども園(幼稚園部分) | 満3歳 3~5歳児 |                      | 無償                               |
|             | <b>◇幼稚園(新制度未移行)</b>            | 満3歳 3~5歳児 |                      | (月額)<br>25,700円まで無償              |
| 3           | ◇預かり保育                         | 満3歳       | 保育の必要性がある かつ 住民税が非課税 | (月額)<br>16,300円まで無償<br>※1回450円上限 |
|             | (幼稚園、認定こども園による)                | 3~5歳児     | 保育の必要性がある            | (月額)<br>11,300円まで無償<br>※1回450円上限 |
| <b>(4</b> ) | ◇届出保育施設<br>◇一時預かり事業<br>◇病児保育事業 | 0~2歳児     | 保育の必要性がある かつ 住民税が非課税 | (月額)<br>42,000円まで無償              |
|             | ◇ファミリーサポートセンター事<br>業           | 3~5歳児     | 保育の必要性がある            | (月額)<br>37,000円まで無償              |

# (2) 無償化の対象となるために必要な手続き

|                             | 手続き  |   | 給付・認                     | 定の種類                                 |
|-----------------------------|--|---|--------------------------|--------------------------------------|
| 利用する施設・事業                   |  |   | 子どものための<br>教育・保育給付       | 子育てのための<br>施設等利用給付                   |
| 認可保育所認定こども園(保育園部分)          | 別途手続きは不要です。無<br>育料について支払いはあり                               |   | 2号(満3~5歳児)<br>3号(満3歳未満児) | #68X \$7 1717 #01 15                 |
| 幼稚園(新制度移行済)                 |  |   | 1号(満3歳以上児)               |                                      |
| 幼稚園(新制度未移行)                 |  | 各幼稚園・こども園または学校教育課・こども<br>課で無償化認定手続きが必要です。 |                          | 新1号(満3歳以上児)                          |
| 幼稚園・こども園の預かり保育              |  |   |                          | 新 2 号 (3 ~ 5 歳児)<br>新 3 号 (0 ~ 2 歳児) |
| 届出保育施設<br>一時預かり事業<br>病児保育事業 | こども課で無償化認定手約<br>旦、各施設等に既定の料金<br>き、無償化該当金額を保証<br>から償還払いします。 | 全を支払っていただ                                 |                          | 新2号(3~5歳児)<br>新3号(0~2歳児)             |
| 企業主導型保育施設                   | 各事業所へお問い合わせく<br>但し、教育・保育給付認定<br>ども課で認定を受ける必要               | どが必要な場合は、こ                                | 2号(満3~5歳児)<br>3号(満3歳未満児) |                                      |

※保育の年齢の考え方

保育所等の年齢の数え方は、入所する年度の4月1日現在が何歳かで決まります。 4月1日が3歳(4月1日誕生日も含む)の子どもは、3歳児となり無償化の対象児童となります。 4月1日が2歳の子どもは、年度の途中で3歳の誕生日を迎えてもその年度は2歳児となり、保育 所等の保育料については無償化対象外(住民税非課税世帯、幼稚園利用を除く)です。

# 7. その他の保育サービスについて

# (1) 一時預かり事業について

一時預かり事業とは、保護者が急な用事などにより子どもを保育することができないときに、保育所等で一時的に預かる事業です。入所児童数・保育士の状況や、園の行事の日などは受け入れできない場合があります。利用の可否や当日に必要なものは園に直接ご確認ください。

| 園名        | 所在地         | 電話番号    | 対象年齢      |
|-----------|-------------|---------|-----------|
| 津屋崎保育園    | 津屋崎8丁目5-24  | 52-1209 | 6 か月~5 歳児 |
| 双葉保育園     | 西福間1丁目3-13  | 42-3696 | 3~5歳児     |
| 双葉花見が丘保育園 | 花見が丘2丁目9-10 | 34-3883 | 3か月~2歳児   |
| 虹の森保育園    | 西福間2丁目19-16 | 35-8722 | 3か月~5歳児   |
| 聖愛幼稚園     | 宮司浜3丁目14-2  | 52-0039 | 10か月~5歳児  |
| あゆみ保育園    | 上西郷827-2    | 42-5558 | 3歳児~5歳児   |
| 双葉中央保育園   | 中央5丁目11-4   | 42-3067 | 6か月~2歳児   |
| 福津うみがめ保育園 | 中央3丁目2-1    | 43-7055 | 8か月~2歳児   |
| 子うさぎの森保育園 | 日蒔野1丁目11-1  | 43-9511 | 3か月~2歳児   |
| たんぽぽこども園  | 宮司浜2丁目35-1  | 62-6608 | 10か月~5歳児  |
| はじめ保育園    | 津屋崎3丁目15-25 | 72-5606 | 6か月~2歳児   |

# (2) 広域入所について

#### □ 広域入所とは?

市内保育所等が入所保留となった場合または保護者の勤務地の都合などにより市内保育所等では物理的に利用が不可能な場合に申込できる制度です。

※既に保育所や幼稚園等に在籍しながら里帰り期間中のみの利用はできません。

#### ■ 福津市に住民票のある方が福津市外の保育施設の利用を申し込む場合

下記事項を事前に希望の保育施設のある市区町村に確認後、こども課までご相談ください。

- ・入園申込が可能か
- ・希望の保育施設の空き状況
- ・希望の保育施設のある市区町村の申込締切日
- ・その他、入園申込に関する注意事項

#### ■ 福津市外に住民票のある方が福津市内の保育施設の利用を申し込む場合

必要書類については、住所を有する市区町村の保育施設等担当部署へご相談ください。 ※福津市への転入予定で申し込みの場合は、直接福津市へ申し込むことが可能です。

# (3) 病児保育事業について

お子さまの急な病気などのために、保育園や幼稚園など集団での生活が困難で、就労などの理由により保護者が保育できない場合に、保育施設に一時的に預けることができる事業です。

令和5年4月1日より、広域化と無償化が始まりました。 広域化:宗像市と古賀市の施設も利用可能となりました。

無償化:日額上限 2,000 円まで補助されます。

# 病児保育事業所一覧

詳しくはこちらを ご覧ください

| 事業所名                            | 所在地           | 電話番号          |
|---------------------------------|---------------|---------------|
| 病児保育室ちゅーりっぷ<br>(たけなかこどもクリニック)   | 福津市中央6-22-33  | 72-7216       |
| 病児保育ぴよぴよ<br>(まつなが小児科医院)         | 福津市宮司浜3-22-24 | 52-0420       |
| うみのぽかぽか保育園                      | 福津市西福間3-26-1  | 62-6067       |
| 病児保育にこにこ<br>(福津おひさま保育園)         | 福津市手光1604-1   | 090-7757-0764 |
| ふくつライオン保育園                      | 福津市中央4-22-33  | 72-5531       |
| すくすくくらぶ<br>(宗像医師会)              | 宗像市田熊5-5-5    | 37-3536       |
| 病児保育室めばえ<br>(片山医院)              | 宗像市稲元1035-6   | 32-8782       |
| 病児保育室たんぽぽ<br>(福岡東医療センター)        | 古賀市千鳥1-1-1    | 092-943-2331  |
| 病児保育ルームここん・こが<br>(こでまり小児科クリニック) | 古賀市今の庄2-2-12  | 092-410-5674  |

※予約等詳細につきましては各事業所へご確認ください。

# 利用の主な流れ

#### ◎利用登録

病児保育利用の登録が必要です。利用当日に登録することもできますが、事前に登録することをおすすめします。

#### ◎利用

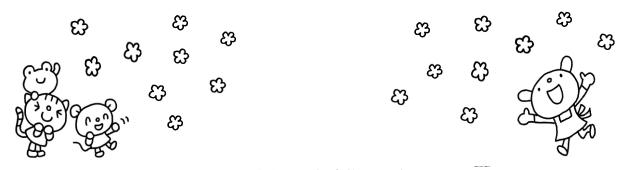
- 1. 予約・・・病児保育事業所へ連絡し予約をしてください。
- 2. 受診・・・診察の状況によっては利用できない場合があります。
- 3. 病児保育の利用・・・病児保育利用に必要なものを持参のうえ、ご利用ください。 ※必要なものは事前にご確認ください。お迎えのときに利用料をお支払いください。 ※利用料金・延長時間等の内容は各施設へお問い合わせ下さい。

(給食・おやつ代金、おむつ・シーツ代金等を除く利用料の上限 2000 円まで助成)

## 福津市内届出保育施設一覧

乳幼児の保育を目的とする施設で、「児童福祉法」の規定に基づき福岡県知事へ設置の届出行っている施設を「届出保育施設」といいます。(自治体によっては「認可外保育施設」と呼ぶ場合もあります。)また、県の立入調査により指導監督基準に全て適合していると確認された施設を「基準適合届出保育施設」といいます。届出保育施設は、保護者の方が直接施設に申し込み、施設との**直接契約**となります。利用料等は、各施設で異なりますので、施設に直接お問い合わせください。

| 施設名               | 所在地                 | 電話番号          | 対象年齢    |
|-------------------|---------------------|---------------|---------|
| 保育施設おひさまえん        | 福津市宮司3-7-36         | 52-5081       | 1歳~就学前  |
| 野いちごさくらんぼ子ども園     | 福津市あけぼの15-8         | 72-9951       | 3か月~就学前 |
| マヴィルポート しいり ごこしつ  | (一時預かり)福津市日蒔野1-15-2 | 60 6000       | 3か月~12歳 |
| 子育てサポートセンターぶらんこ   | (ベビーシッター)           | 62-6002       | Oか月~12歳 |
| キッズライン板井          | ベビーシッター             | 090-9656-9732 | 6か月~15歳 |
| スマイルシッター優輝(栄留輝美恵) | ベビーシッター             | 080-1760-3246 | 5か月~15歳 |
| キッズライン川﨑梨花        | ベビーシッター             | 080-6442-4136 | 6か月~15歳 |
| キッズライン濵田          | ベビーシッター             | 080-8588-3374 | 4か月~15歳 |



企業主導型保育施設一覧

子ども・子育て拠出金を負担している企業が、国の助成を受けて運営する従業員等の子どものための事業所内保育施設です。国(内閣府)の審査を通過した事業所に助成金が交付され、施設整備や園運営に充てられています。認可外保育施設に位置付けられるものですが、従業員枠以外に「地域枠」が設けられている場合、保育を必要とする福津市在住の子どもも利用できます。利用料、時間帯などの詳細は施設に直接お問い合わせください。

| 施設名                      | 所在地          | 電話番号    | 対象年齢     |
|--------------------------|--------------|---------|----------|
| スマイル保育園すわ<br>スマイル保育園すわ本館 | 福津市西福間2-1-16 | 43-7565 | 0~5歳児    |
| 日蒔野うみがめ保育園               | 福津市日蒔野5-3-6  | 35-8484 | 0~5歳児    |
| ひまわり保育園                  | 福津市中央3-2-6   | 38-5588 | 4か月頃~5歳児 |
| うみのぽかぽか保育園               | 福津市西福間3-26-1 | 62-6067 | O~2歳児    |
| Caren保育園福津               | 福津市日蒔野6-14-1 | 22-8003 | 5か月~2歳児  |
| 福津おひさま保育園                | 福津市手光1604-1  | 39-3411 | 0~2歳児    |
| ふくつライオン保育園               | 福津市中央4-22-33 | 72-5531 | 0~2歳児    |

## 福津市内 公立·私立幼稚園 一覧表

幼稚園は学校教育法に定められた「学校」です。義務教育機関ではなく、朝からお昼過ぎまでが教育時間ですが、夕方までの預かり保育を実施している園もあります。基本的に年少(3歳児)から入園できますが、満3歳になる前から入園できる園もあります。 詳しくは園へお問い合わせください。

|          |     | 公立幼稚園           | 私立约                     | 力稚園                 |                     | 私立認定こども             | 園(幼稚園部分)            |                     |
|----------|-----|-----------------|-------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 園名       |     | 神興幼稚園           | 若木台幼稚園                  | 光明の郷幼稚園             | しらぎく幼稚園             | 聖愛幼稚園               | 光明幼稚園               | たんぽぽこども園            |
|          |     | 8:30            | 8:00                    | 8:00                | 8:00                | 8:00                | 7:00                | 8:00                |
| 開園時間     | 1   | \$              | \$                      | \$                  | \$                  | \$                  | \$                  | \$                  |
|          |     | 17:00           | 18:00                   | 18:00               | 19:00               | 18:00               | 19:00               | 17:00               |
|          |     | 3歳児             | 満3歳                     | 満3歳                 | 満3歳                 | 3歳児                 | 満3歳                 | 3歳児                 |
| 受け入れな    | 丰齢  | S               | \$                      | \$                  | \$                  | \$                  | \$                  | \$                  |
|          |     | 就学前まで           | 就学前まで                   | 就学前まで               | 就学前まで               | 就学前まで               | 就学前まで               | 就学前まで               |
|          |     | 月曜日             | 月曜日                     | 月曜日                 | 月曜日                 | 月曜日                 | 月曜日                 | 月曜日                 |
| 開園日      |     | \$              | \$                      | \$                  | S                   | \$                  | S                   | \$                  |
|          |     | 金曜日             | 金曜日                     | 金曜日                 | 金曜日                 | 金曜日                 | 金曜日                 | 金曜日                 |
|          |     | 8:30            | 10:00                   | 10:00               | 10:30               | 9:00                | 10:00               | 8:30                |
| 保育時間     | 1   | \$              | \$                      | \$                  | \$                  | \$                  | \$                  | \$                  |
|          |     | 14:00           | 14:30                   | 14:00               | 14:30               | 14:00               | 14:00               | 14:00               |
| 延長保育時間   | 朝   | 451             | 8:00~9:00<br>(有料)       | 8:00~10:00          |                     | 8:00~9:00<br>(有料)   | 7:30~10:00          | 8:00~8:30<br>(有料)   |
| <b>严</b> | 夕方  | なし              | 14:30~18:00<br>(有料)     | 14:50~18:00<br>(有料) | 14:30~19:00<br>(有料) | 14:00~18:00<br>(有料) | 14:50~18:00<br>(有料) | 14:00~17:00<br>(有料) |
| 長期休暇中の   | 預かり | なし              | 8:00~18:00<br>(有料)      | 8:00~18:00<br>(有料)  | 8:00~19:00<br>(有料)  | 8:00~18:00<br>(有料)  | 7:30~18:00<br>(有料)  | 8:30~17:00<br>(有料)  |
| バス       |     | なし              | あり                      | あり                  | あり                  | あり                  | あり                  | なし                  |
| 給食       |     | 週2回<br>(パン・牛乳)  | 週5回                     | 週3回                 | 週5回<br>(月1、2回弁当の日)  | 週3回                 | 週3回                 | 週5回<br>(年10回弁当の日)   |
| 未就園児教    | 数室  | 月4回<br>(8月はお休み) | 5-6月…月2回園庭開放<br>7月…お遊び会 | 月2回程度               | 月2~3回               | 月4回程度               | 月2回程度               | 月2回程度<br>(親子)       |
| 住所       |     | 東福間6-4-3        | 若木台4-4-14               | 内殿608-4             | 福間駅東3-4-1           | 宮司浜3-14-2           | 津屋崎7-12-1           | 宮司浜2-35-1           |
| 電話番号     | 7   | 42-2107         | 43-0663                 | 43-1114             | 42-0545             | 52-0039             | 52-1109             | 62-6608             |

<sup>※</sup> 内容が変更になっている場合がございます。お申込み等の際は、必ず各園にご確認いただきますよう、お願いいたします。

【福津市教育委員会 学校教育課 電話:62-5090】

















# (6) 学童保育所、子育て支援センター、児童センターについて



# ①学童保育所の申込について

令和8年度の学童保育所の申込用紙の配布が、各学童保育所で11月1日(土)から始まります。利用をご希望の場合は、12月1日(月)から12月26日(金)まで各学童保育所へ申

込書類を提出してください。

対象者 小学生

場合と定めています。

※各学童保育所で定員があります。 ※学童保育所の入所基準は、就労や 疾病、出産などの理由により 4 週間 のうち 16 日以上(日曜日を除く)、学 童保育所開設時間内(午後 3 時から午 後 7 時)に保護者の方が保育に欠ける

| 施設名                        | 電話番号    |
|----------------------------|---------|
| 福間小学校学童保育所 (福間小学校内)        | 42-4401 |
| 福間南小学校学童保育所 (福間南小学校内)      | 42-1117 |
| 神興小学校学童保育所 (神興小学校内)        | 43-0511 |
| 神興東小学校学童保育所 (神興東小学校内)      | 43-4168 |
| 上西郷小学校学童保育所 (上西郷小学校内)      | 43-4032 |
| 津屋崎小学校学童保育所 (津屋崎小学校内)      | 52-0492 |
| 勝浦小学校学童保育所 (勝浦郷づくり交流センター内) | 52-4625 |
| 福間南しんあい児童クラブ (いろどり真愛保育園内)  | 43-2158 |

費 用 保育料 (6,000円/月※2人目以降3,000円/月)

延長保育料(1,500円/月、500円/日)

※令和9年度から保育料が変更(7,000円/月※2人目以降3,500円/月)になります。

※非課税世帯等の減免規定があります。

※別途、おやつ代等の徴収があります。各学童保育所へご確認ください。

受付・問い合わせ先申込は各学童保育所で受け付けます。

連絡先は上記の表をご確認ください。

# ②福津市子育て支援センター「なかよし」の利用について

子育て支援センター「なかよし」は、子どもと保護者が一緒に遊べる場所です。子育てに 関する相談や情報提供、講座等を行っています。

対象者 0から6歳(未就学)の子どもと保護者

開館時間 8:30から17:00

|休館日| 毎週月曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

利用方法の初回に利用登録が必要です。

問い合わせ先

35 - 8382

※Apple 用

※Google Play 用











※なかよしルームは予約なしで利用できます。

催し物はアプリからの事前予約が必要です。

#### ③児童センターFUCSTA の利用について

FUCSTAには、スタジオ、キッチン、作業室、学習室などがあり、さまざまな活動ができるようになっています。

対象者 福津市に居住または通学する小学生から高校3年生の学年の人まで

利用方法 初回に利用登録が必要です。利用時毎に受付してください。

開館時間 小学生9:00~17:00 中高生9:00~21:00

休 館 日 毎週金曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日、年末年始(12/29~1/3)

問い合わせ先 43-8356

# 8. よくある質問

## (1) 申請書・証明書等の内容について

| No. | 質問   | 回答  |
|-----|--|---|
| 1   | 育児休業からの復職で短時間勤務になりますが、就労証明書の「6.就労時間」には、短時間勤務を反映させた時間で記入をする必要がありますか?            | 雇用契約に基づく就労時間であるため、雇用契約上の時間を記載してください。「12.育<br>児のための短時間勤務制度利用有無」に記載してください。  |
| 2   | 現在アルバイト雇用で4月より正社員になる予定です。「6.就労時間」はアルバイトと正社員のどちらの時間を書けば良いですか?                   | 現時点の雇用契約上の就労時間を記載してください。また、「18.備考欄」に「4月より正社員(月○○○時間)にて勤務予定」と記載してください。   |
| 3   | 採用予定が決まっていますが、保育所の入所が<br>決まっていないので、就労証明書の採用予定日<br>を書いてもらえません。                  | 「保育所入所決定次第」等の文言に変更されて構いません。   |
| 4   | 就労証明書の「7.就労実績」について、育児休業<br>や転職等の理由より、直近3カ月の就労実績が<br>ない場合は、どのように記載したら良いです<br>か。 | 育児休業を取得している方は、育児休業等取得前の就労実績を記載してください。なお、過去の就労実績が不明の場合、または転職などの理由により、不明の場合は空欄でも構いません。  |
| 5   | 県内の支店に転勤予定です。どこの支店になる<br>かわからない場合、就労証明書の就労先はどの<br>支店を書けば良いですか?                 | 転勤前の勤務地を記入してください。就労先の支店等が見込みで分かっている場合は、<br>「18.備考欄」に「○月より○○支店で勤務予定」と記載してください。   |
| 6   | 会社を経営しています。自営業の証明をするための添付書類は必要ですか?   | 株式会社や合同会社などの役員であれば添付書類は不要です。  |
| 7   | 複数の事業者に就労している場合、すべての就<br>労証明書が必要ですか?   | 必要です。   |
| 8   | 福津市に住民票がありませんが、申請はできま<br>すか?   | 入所日(1日)の前月までに転入(住民票異動)予定であれば申請可能ですが、必ず入<br>園する前月末までに転入手続きを完了してください。   |
| 9   | 申請期間中に書類がそろわないのですが、どうしたら良いですか?   | 書類不備は未申請とします。就労証明書は勤務先からの直接のFAXやメール等も受け付けます。(後日原本提出必須)  |
| 10  | 今年度と来年度の申請を両方しますが、添付書<br>類の証明書は写しでも良いですか?                                      | 原則、年度ごとに原本が必要です。11月~3月入所申込と、翌年度4月入所申込をする場合は写しで可とします。  |
| 11  | 4月から会社で働く予定です。面接が2月にあり、結果発表が3月の場合、4月入所の申込時に必要な書類は何ですか?                         | 面接予定の会社に、4月から就労した場合の就労証明書を作成してもらい、市こども課に提出してください。会社によっては、雇用が確定していないため、就労証明書の作成ができない場合は就労誓約書を提出してください。<br>なお、4月の入所が決定した後、不採用になった場合は、速やかに市こども課にご連絡ください。 |
| 12  | きょうだい児で同時に申し込む場合、「就労証明書」やほかの添付書類の提出は、児童それぞれに必要ですか?                             | 共通で1枚ご準備いただければ結構です。   |

# (2)申込に関すること

| No. | 質問  | 回答   |
|-----|---|--|
| 1   | 早く申し込んだ方が入所しやすくなりますか?                     | 保育所等の利用の決定は、先着順ではありません。  |
| 2   | 申込状況(第1希望の申込人数や順位等)について教えてくれますか?          | 選考中は一切お答えできません。  |
| 3   | 福津市への転入を予定していますが、事前に保<br>育所等の申し込みはできますか?  | 利用希望月の前月中に福津市に転入することが確定している場合に限り、受付可能です。申込時に、転入誓約書及び住民票(申込時の居住地)をご提出ください。  |
| 4   | 利用申し込みに際して、希望する保育所等には<br>必ず見学に行く必要がありますか? | 見学については必須要件ではありませんが、各施設で保育方針、食事内容、設備、園庭<br>の広さなどが異なりますので、可能な限り見学をしていただき、園の情報を収集した上<br>で希望園として検討するようにしてください。  |
| 5   | きょうだい児の申込について教えてください。                     | きょうだい児については、①同園のみ希望、②連携園であれば別園可、③別園可、④ きょうだい1人だけでも入園希望(上の子のみ、下の子のみ)という希望を伺っています。 ①を希望される場合、きょうだい児同時の園での選考を進めます。 ②または③を希望される場合、きょうだい同園入所が困難な場合に、きょうだい児別々の園で選考を進めます。 ④を希望される場合、入園できなかったきょうだいの預け先を確保(例えば届出保育施設や幼稚園、実家祖父母に預ける等)される上での申込になります。入園できなかった児童のために、休業(育休延長含む)や離職する場合は、全員入園できませんのでご注意ください。 |

#### (3) 選考について

| No. | 質問                    | 回答                                      |
|-----|-----------------------|---|
|     |                       | 提出された申込書類をもとに、福津市で選考を行い、点数を決定します。そのため、結 |
| 1   | 自分は何点になりますか?          | 果確定前に具体的な点数をお答えすることはできません。ご自身の基準指数及び加点項 |
|     |                       | 目については、入所案内の資料をご確認ください。                 |
| 2   | 入所決定を辞退した場合、その後の選考で不利 | 入園が決定した保育所等を辞退した場合、やむを得ない事由を除き次回以降の選考を減 |
|     | になりますか?               | 点します。 また、辞退した場合、入所保留通知は発行できません。ご注意ください。 |
|     | 上の子が認定こども園(幼稚園部)に通ってい |   |
| 2   | ます。下の子を同一の認定こども園(保育部) | 加点の対象になります。                             |
| )   | で新規申し込みをする場合、きょうだい児の加 | 加無の対象になりより。                             |
|     | 点の対象になりますか?           |   |
| 1   | 自宅を建設中です、入所日までに入居できない | 入所決定は取消されます。転入予定に合わせて再度申請してください。(次回不利にな |
| 4   | 場合はどうなりますか?           | ることはありません。)                             |
| 5   | 兄弟(姉妹)別々の園に決定することはありま | 原則きょうだい同園で選考しますが、同園枠がない場合、申請者からの希望があれば  |
| J   | すか?                   | 別々になる場合があります。希望がなければ、きょうだい皆決定しません。      |
| 6   | 入所決定後、退職をしました。入所取消になり | リストラや破産等、やむを得ない事情による場合は求職活動の要件に切り替えられま  |
| 0   | ますか?                  | す。申請時に退職が分かっていた場合は、虚偽の申請とみなし取消します。      |

# (4)その他(慣らし保育、保育料等)

| No. | 質問   | 回答  |
|-----|--|---|
| 1   | 慣らし保育はどれくらいの期間ありますか?                                 | 基本的には入所日から2週間程度ですが、個人差があり、一人ひとりの状態に合わせた<br>慣らし保育が必要になるため、期間が長くなる場合があります。  |
| 2   | 慣らし保育は必ずしないといけないのですか?                                | 保護者の仕事の都合やお子様の様子によって期間を相談できますが、お子様の負担を減らし、スムーズに園に慣れていただくためにも、できるだけご協力をお願いします。   |
| 3   | 入所時とは世帯状況が変わった場合は、手続き<br>が必要ですか?                     | 必要です。(離婚、婚姻、別居、同居、保育の要件の変更、修正申告等。)  |
| 4   | 慣らし保育や勤務のシフトの都合上、就労時間が月60時間に満たない場合がありますが、どうすれば良いですか? | 偶然その月だけ満たない、等は問題ありませんが、平均的に満たない場合は利用できませんので、ご相談ください。  |
| 5   | 途中で他の園に転園できますか?                                      | 年度途中での転園はできません。入所中の園の退所と、希望園の新規申請を行っていただきます。年度更新の際は、転園の希望はできますが、新規申込扱いになりますので、選考をします。この場合、選考の結果、転園ができなかった場合は、元の園を継続することになります。 |
| 6   | 市外に転出する場合、いつまで在園できますか?                               | 転出予定日の属する月の月末までです。  |
| 7   | 上の子が市外の私立幼稚園に通っています。保<br>育料は減免されますか?                 | 減免の対象になります。   |
| 8   | 3~5歳までの無償化の開始年齢は3歳の誕生日からですか?                         | 保育園・認定こども園(保育園部分)に入園している方は3歳の誕生日を迎えた後の4月から無償化になります。幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)に入園している方は3歳の誕生日から無償化になります。                                |



上記は HP で公開している「よくある質問」の 一部を抜粋したものです。

詳しくは右記二次元バーコードのページから ご確認ください。



# 9. 園見学について

保育や教育方針、取組内容等は園によって異なります。入所申込みにあたっては、入所後のミスマッチを防ぐために、園見学を行ってください。各園では、行事がある場合などを除き、随時見学を行っていますが、事前に園へ問い合わせをして見学してください。

## 園見学のヒント

#### □ 場所・駐車場

毎日の送迎は保護者が行います。朝夕は意外と渋滞するところもあります。 入園後、復職後の忙しい毎日を、事前にシミュレーションしても良いかもしれません。

# □ 園内・保育室・園庭などの環境

睡眠時間を除くと、自宅より長い時間を過ごす保育園。新しいか古いか、ではなく、心地 いいかどうか、がポイントです。

# □ 園の方針・先生たち・園児たちの雰囲気

子どもたちを預かる施設には、様々な種類があり、それぞれ方針やルール・カリキュラムがあります。先生方やこどもたちの笑顔にたっぷり触れ合ってください。

# □ 年間行事・慣らし保育などのスケジュール

お子さまによって慣れるまでの時間はそれぞれです。お仕事の都合や、実家の両親に手伝ってもらう方など、スケジュールは事前におさえておきましょう。

# □ そろえる物・毎日の持ち物

入園前にそろえる物や、日常必要なものなどを確認しましょう。お布団やおむつもチェックポイントです。

#### □ かかるお金

毎月の保育料は市で決定します。その他の実費(入園の時にかかるお金、毎月かかるお金など)は、各園で徴収されます。金額や徴収方法は園によって違うので、要チェックです。

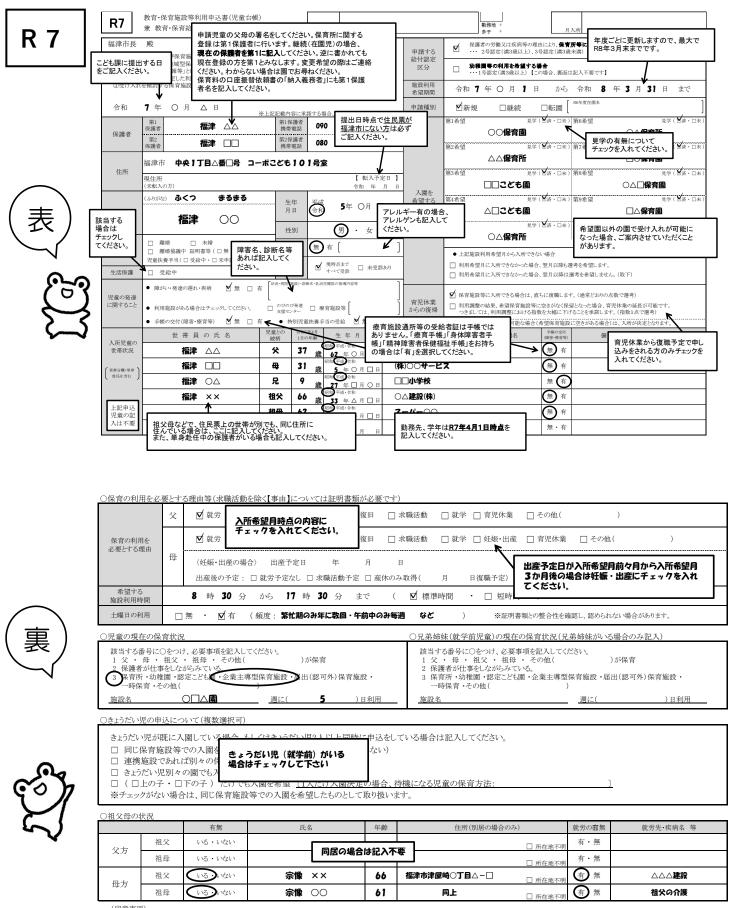
#### □ 給食・おやつ・離乳食・ミルク

どの園もいろんな工夫をして、栄養豊富なメニューを考えています。アレルギー対応や、 乳児のミルクや離乳食の進め方など、気になることは聞いてみましょう。

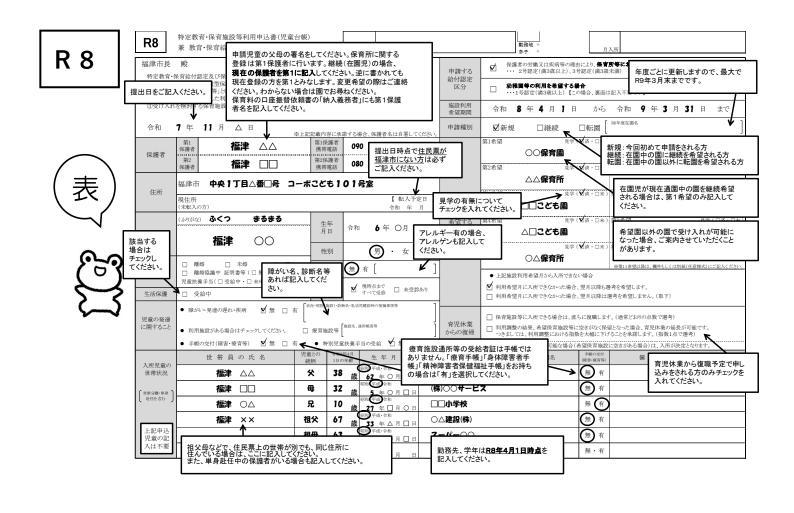
#### □そのほか・・・

登園時の保護者の準備・発熱などの体調不良時の対応・災害時の対策・お散歩ルート・セキュリティ対策など、気になる点は自由に聞いてみましょう。

# 10、教育・保育施設等利用申込書(児童台帳)兼教育・保育給付認定申請書記入例



- (留意事項)
- 、保育の必要性の該当事由により、希望する認定が受けられない場合や、利用期間及び利用時間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- ・ 希望保育施設を辞退した場合、やむを得ない事由を除き次回選考時減点します。



|   |  |   | <u>入所希望月時点</u> の内                         | JEIC   |                                       |                                   |                             |                                    |                          |                        |
|---|--|---|---|--|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|--------------------------|------------------------|
| 保育の利用を<br>必要とする理由   |  | ☑ 就労  | チェックを入れてく                                 | ください。  | 復旧 🗌                                  | 求職活動 □ 就学                         | □ 妊娠·出産                     | □ 育児休業                             | □ その他(                   | )                      |
| 必安とりる珪  | 母  | 〈妊娠・出産後の言   | 産の場合〉 出産予定日<br>予定: □ 就労予定なし [             |  |                                       | 日<br>シ取得( 月                       | 日復職予定)                      | 3か月後の場                             |                          | マ月から入所希望月<br>全にチェックを入れ |
| 希望する<br>施設利用時間  | 門  | 8 時 3   | 0 分 から 17 時                               | <b>第 30</b> 分 音                                      | まで (                                  | ☑ 標準時間                            | <ul><li> □ 短時</li></ul>     | てください。                             |                          |                        |
| 土曜日の利月  | 用  | 無 • 🗹   | 有 (頻度:繁忙期の                                | のみ年に数回・4   | F前中のみ毎                                | 過 など )                            | ※証明書                        | 類との整合性を確                           | 認し、認められないも               | 易合があります。               |
| ○児童の現在  | の保育状   | 况   |   |  |                                       | ○兄弟姉妹(就学                          | 学前児童)の現在                    | の保育状況(兄弟                           | 弟姉妹がいる場合                 | のみ記入)                  |
| 1 父 ・ 日<br>2 保護者だ   | 母 ・ 祖父<br>が仕事をした<br>・幼稚園・                                      | ・ 祖母 ・ そ<br>よがらみている。<br>認定こども <b>【・</b> 企   | 記入してください。<br>の他( ) た<br>業主導型保育施設・ ) 出     | が保育<br>1(認可外)保育施                                     | <b>道設・</b>                            | 1 父 · 母<br>2 保護者が仕<br>3 保育所・幼     |                             | <ul><li>その他(</li><li>べる。</li></ul> | ごさい。<br>)が保<br>呆育施設・届出(認 |                        |
| 一時保育  | 育・その他  | (   | )   |  |                                       | 一時保育 •                            | ての他(                        | ,                                  |                          |                        |
| 施設名   | 育・その他  |   | <del>)</del><br>週に(                       | <b>5</b> )   | 日利用                                   | 一時保育·<br>施設名                      | ての他(                        |                                    | 週に(                      | )日利用                   |
| 施設名   |  |   |   | 5 )  | 日利用                                   |                                   | ての他(                        |                                    | 週に(                      | ) 日利用                  |
| 施設名  ○きょうだい児  きょうだい!  □ 同じ保  □ 連携が □ きょうた □ ( □上          | の申込に<br>児が既に<br>会育施設等<br>を設であれ<br>ごい児別々<br>この子・「<br>がない場       | ○□△園 ついて(複数選 人園している場での入園をしている場での入園をしている場でも入している。) 「これでは、「の園でも入している」」下の子)」た          |   | BOADLEBE   | と<br>おい)<br>ない)<br>Eの場合、名             | 施設名  でいる場合は記入し  特機になる児童の保         | ,てください。                     | ,                                  | 週に(<br><u></u>           | )日利用                   |
| 施設名  ○きょうだい児  さょうだい!  □ 同じ保  □ 連携施  □ くょうた  □ (□ L  ※チェック | 見の申込に<br>見が既に、<br>会育施設等あれ<br>ごい児別々<br>この子・ [<br>にがない場          | ○□△園 ついて(複数選 人園している場での入園をしている場での入園をしている場でも入している。) 「これでは、「の園でも入している」」下の子)」た          | 択可)  *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** | #9   P   | と<br>おい)<br>ない)<br>Eの場合、名             | 施設名  ている場合は記入し  特機になる児童の保  す。     | ,てください。                     |                                    | 就労の宿無                    | ) 日利用<br>就労先·疾病名 等     |
| 施設名  ○きょうだい児  さょうだい!  □ 同じ保  □ 連携施  □ くょうた  □ (□ L  ※チェック | の申込に<br>児が既によ<br>表育施設等<br>施設であれ<br>ごい児別々<br>この子・「<br>がない場<br>況 | ○□△園<br>○いて(複数選<br>人園している。<br>はでの入園を<br>はび別々の位<br>・の園でも入<br>コ下の子)で<br>合は、同じ保ず       | 択可)                                       | B9 1 17 上回時<br>前) がいる<br>下さい<br>人だけ 人間状態<br>望したものとして | かけます。<br>かい)<br>正の場合、名<br>で取り扱いま      | 施設名  でいる場合は記入し  持機になる児童の保  す。  住房 | てください。                      | □ 所在地不明                            | 就労の宿無                    |                        |
| 施設名  ○きょうだい児  きょうだいリ  □同じ保  □きょうたい  □(□上  ※チェック  ○祖父母の状   | 見の申込に<br>見が既に、<br>会育施設等あれ<br>ごい児別々<br>この子・ [<br>にがない場          | ○□△園<br>ついて(複数選<br>入園している。<br>での入園を<br>ば別々の保<br>の園でも)<br>に<br>の間でも)<br>た<br>合は、同じ保す | 択可)                                       | ###   Part   | エー申込をしてない)<br>ない)<br>正の場合、名<br>で取り扱いま | 施設名  でいる場合は記入し  持機になる児童の保  す。  住房 | てください。<br>育方法:<br>「例居の場合のみ」 |                                    | 就労の宿無                    |                        |

- ・ 希望保育施設を辞退した場合、やむを得ない事由を除き次回選考時減点します。

○保育の利用を必要とする理由等(求職活動を除く【事由】については証明書類が必要です)

# 【発行元】

福津市こども家庭部こども課子育て支援係

**T811-3293** 

福津市中央1丁目1番1号

TEL: 0940-43-8124 FAX: 0940-42-6939

Mail: kodomo@city.fukutsu.lg.jp

福津市 保育所 入所 検索 🖣

#### ーふくつん MEMOー

昔から福津市内では、フクロウのことを「モマ」と呼んでいました。 フクロウは名前に「福」を持つことから、幸運を招く鳥と言われています。 福津市にはフクロウをモチーフにした様々なものがありますので、 ぜひチェックしてみてください。